

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月11日

新潟県知事 米山 隆一

**新潟県規則第33号**

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正前」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後						改正前									
別表第1（第3条、第10条関係）						別表第1（第3条、第10条関係）									
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.45パーセント	(略)			1	(略)			0.5パーセント	(略)		
(略)						(略)									
2	(略)			0.45パーセント	(略)			2	(略)			0.5パーセント	(略)		
2の2	(略)			0.45パーセント	(略)			2の2	(略)			0.5パーセント	(略)		
3	(略)			0.45パーセント	(略)			3	(略)			0.5パーセント	(略)		
(略)						(略)									
5	(略)			0.45パーセント	(略)			5	(略)			0.5パーセント	(略)		

(略)	
7 (略)	0.45パ ーセン ト (略)
8 (略)	0.45パ ーセン ト (略)
9 (略)	0.45パ ーセン ト (略)
10 (略)	0.45パ ーセン ト (略)
(略)	
13 (略)	0.45パ ーセン ト (略)
14 (略)	0.45パ ーセン ト (略)

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

番号	要件	貸付金の額
1	別表第1備考第9号又は第10号に掲げる事業のうち、小規模事業者(常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下)の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。)が占有する施設を整備するものに係る貸付け	(略)

(略)	
7 (略)	0.5パ ーセン ト (略)
8 (略)	0.5パ ーセン ト (略)
9 (略)	0.5パ ーセン ト (略)
10 (略)	0.5パ ーセン ト (略)
(略)	
13 (略)	0.5パ ーセン ト (略)
14 (略)	0.5パ ーセン ト (略)

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

番号	要件	貸付金の額
1	別表第1備考第9号又は第10号に掲げる事業のうち、小規模事業者(常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下)の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。)が専有する施設を整備するものに係る貸付け	(略)

(略)		(略)	
別表第3 (第3条関係)		別表第3 (第3条関係)	
番号	要件	番号	要件
(略)	(略)	(略)	(略)
19	(略)	19	(略)
20	別表第1備考第3号から第7号まで、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第7条第3項に規定する認定計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの		
21	(略)	20	(略)
22	(略)	21	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。